金武町立金武こども園園則（兼運営規程）

（施設の目的）

第１条　金武町立金武こども園（以下「本園」という。）は、認定こども園として、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満３歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育て支援を行うことを目的とする。

（運営の方針）

第２条　本園は、教育及び保育の実施にあたり、本園を利用する小学校就学前子ども（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、全ての園児が健やかに成長するために適切な環境を等しく提供する。

２　本園は、園児の意思及び人格を尊重し、常に園児の立場に立ち、教育及び保育を提供する。

３　本園は、園児の属する家庭や地域との結びつきを重視し、さまざまな社会資源の活用を図りながら、保護者が子育てを自ら実践する力の向上の支援及び地域の子育て家庭に対する支援を行う。

（教育及び保育の理念、指針及び目標）

第３条　本園の教育及び保育は、子どもの最善の利益を第一に考え、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）に基づき、地域における創意工夫を生かした小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供するとともに、育ちと学びの連続性を踏まえ将来にわたり学びに向かう力を培い、生きる力の基礎を身につけた子どもを育てていくことを理念とする。

２　次に掲げる事項を教育及び保育の指針とする。

(1)　「知識及び技能の基礎」

安定した養護のもと、さまざまな経験を通して豊かな感性・知識を育み、自ら進んで取り組もうとする園児を育成する。

(2)　「思考力・判断力・表現力の基礎」

さまざまな環境に主体的にかかわり、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする園児を育成する。

(3)　「学びに向かう力・人間性等」

自ら活動する意欲を育て、学びに向かう力を培うとともに、豊かな表現力とねばり強さを持つ園児を育成する。

(4)　「学びの連続性」

0歳児から5歳児までの育ちの連続性について、町内の幼稚園、認定こども園、保育所及び小規模保育事業所と連携を図り、幼児教育から小学校教育への接続の充実を図る。

３　次に掲げる事項を教育及び保育の目標とする。

(1)　そうぞう（創造・想像）豊かに活動する子

(2)　思いやりのある子

(3)　健康で明るい子

（名称及び所在地）

第４条　本園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1)　名　称　金武町立金武こども園

(2)　所在地　金武町字金武491番地1

（入園資格）

第５条　本園に入園することができる子どもは、満3歳未満の保育を必要とする子ども及び満3歳から小学校就学の始期に達するまでの子どもとする。

（提供する教育及び保育の内容）

第６条　本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に基づき、教育及び保育の総合的な提供を行うものとする。

（子育て支援）

第７条　本園は、園児の保護者と常に密接な連携を保ち、園児の教育・保育方針、成長及び園の運営について、個人別の連絡帳、クラス懇談会、個人面談、園だよりなどを通して、園児の保護者に対する子育て支援を実施する。

２　本園は、地域の子育て家庭の保護者等に対する支援として、次の各号に掲げる事業を実施する。

(1)　子育て相談事業　地域の子どもの養育に関する各般の問題について、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

(2)　園庭開放　地域の未就園児及びその保護者に園庭を開放し、遊びや交流の場を提供する事業

(3)　一時預かり事業　保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった地域の子どもに対する保育を行う事業

(4)　病後児保育事業　病気の回復期であり、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な乳幼児又は小学校に就学している児童に対する一時的な保育を行う事業

（職員の職種、員数及び職務内容）

第８条　本園が教育及び保育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及

び職務内容は別表1に定めるとおりとする。

（学年及び学期）

第9条　本園の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

２　学年を次の3学期に分ける。

(1)　第1学期　4月1日から7月31日まで

(2)　第2学期　8月1日から12月31日まで

(3)　第3学期　1月1日から3月31日まで

（教育及び保育の提供を行う日）

第10条　本園が教育及び保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から翌年1月3日までの日及び6月23日（慰霊の日）を除く。

２　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する園児（以下「1号認定園児」という。）への教育及び保育の提供については、前項の規定にかかわらず、次の休業日を加える。

(1)　土曜日

(2)　夏季休業　7月21日から8月31日まで

(3)　冬季休業　12月26日から翌年1月3日まで

(4)　学年末休業　3月25日から3月31日まで

(5)　学年始休業　4月1日から4月6日まで

３　支援法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する園児（以下「2号認定園児」という。）及び同法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する園児（以下「3号認定園児」という。）に係る休業日は、園長が特に必要であると認め、あらかじめ町長の承認を得た日とする。

（教育及び保育を提供する時間等）

第11条　教育及び保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1)　教育標準時間認定に関する教育時間

午前8時15分から午後1時までとする。ただし、本園が定める教育時間以外の時間帯において、1号認定園児の保護者の希望により預かり保育を実施する。

(2)　保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

午前7時30分から午後6時30分までの範囲内において、保育標準時間認定を受けた園児の保護者が保育を必要とする時間とする。

(3)　保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

午前8時30分から午後4時30分までの範囲内において、保育短時間認定を受けた園児の保護者が保育を必要とする時間とする。ただし、保育短時間

認定を受けた園児の保護者が午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分までの範囲を超えて保育を受けることを希望する場合は、次号に定める開園時間の範囲内で延長保育を実施する。

(4)　開園時間

本園の開園時間は、午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分までとする。

（使用料その他の費用等）

第 12 条　園児の保護者は、金武町立幼保連携型認定こども園設置条例施行規則（平成 30 年金武町規則第 7 号。別表 4 において「設置条例施行規則」という。）第 13 条第 1 項に規定する使用料を町に支払うものとする。

２　園児の保護者は、金武町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成 27 年 1 月金武町条例第 1 号。以下「町運営基準条例」という。）第 13 条第 4 項の規定により、本園が教育・保育において提供する便宜に要する費用として、別表 2 に掲げる額を支払うものとする。

３　第 7 条第 2 項第 1 号の子育て相談事業、第 2 号の園庭開放、第 3 号の一時預かり事業、前条第 1 号ただし書に規定する 1 号認定園児の預かり保育及び第 3 号ただし書に規定する延長保育の利用料、並びに前条第 4 号に規定する開園時間を過ぎても現に本園を利用している子どもを引き続き保育する場合の居残り保育料の額は、別表 3 に掲げるとおりとする。

（利用定員）

第 13 条　本園の利用定員は、次の表のとおりする。

クラス	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
1 号認定園児	―	―	―	3 人	3 人	3 人
2・3 号認定園児	3 人	10 人	12 人	12 人	17 人	17 人

（入園手続、利用の開始及び終了に関する事項、利用にあたっての留意事項）

第 14 条　本園は、支援法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する教育・保育給付認定子どもの保護者から本園の利用について申込みがあったときは、次に掲げる理由がある場合を除き、これに応じる。

(1)　利用定員に空きがない場合

(2)　利用定員を上回る利用の申込みがあった場合

(3)　当該入園希望者に特別な事情があると認められ、本園の安全な利用に支障を及ぼすおそれがある場合

２　支援法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する教育・保育給付認定子どもについて、利用定員を超える入園申込みがあった場合は、次の方法により選考を行い、町長が入園者を決定する。

(1)　兄弟姉妹が本園に在籍している者は、優先して入園させる。

(2)　町長が入園させることが必要と認めた場合は、前号に該当する者の次に優先して入園させる。

3　支援法第 19 条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する教育・保育給付認定子どもについては、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）附則第 73 条第 1 項により読み替えられた同法第 24 条第 3 項の規定に基づき市町村が行った利用調整により本園の利用が決定されたときは、これに応じる。

4　本園は、園児の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該子どもの保護者とその内容を確認の上、利用に係る契約を結ぶものとする。

5　園児の保護者は、園児が園生活において使用する日用品として、別表 4 に掲げる物品をあらかじめ準備しなければならない。

6　退園又は休園しようとする 1 号認定園児は、当該園児の保護者が理由を記して園長に届け出るものとする。

7　本園を利用する 2 号認定園児及び 3 号認定園児が次のいずれかに該当するときは、教育及び保育の提供を終了するものとする。

(1)　市町村が当該園児に係る教育・保育給付認定を取り消したとき。

(2)　当該園児の保護者が本園の利用の解除を届け出たとき。

(3)　市町村が本園の利用継続が不可能であると認めたとき。

(4)　その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

（修了）

第 15 条　園長は、園児が全課程を修了したと認めるときは、卒園時に修了証書を授与する。

（緊急時等における対応方法）

第 16 条　本園は、教育及び保育の提供中に、園児の健康状態の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに当該園児の保護者等に連絡をするとともに、嘱託医又は当該園児の主治医に相談する等の措置を講ずる。

2　教育及び保育の提供により事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、こども支援課及び保護者に連絡する。

3　園児に対する教育及び保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（非常災害対策）

第 17 条　本園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月 1 回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第18条　本園は、子どもの人権の擁護及び虐待の防止のため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

(1)　人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備

(2)　職員による園児に対する虐待等の行為の禁止

(3)　虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施

(4)　その他虐待防止のために必要な措置

２　前項第2号における虐待等の行為とは、町運営基準条例第25条に規定する行為をいう。

３　本園は、教育及び保育の提供中に、本園の職員又は養育者（保護者等園児を現に養育する者）による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第6条第1項の規定に従い、速やかにこども支援課及び児童相談所等関係機関に通告する。

（苦情対応）

第19条　本園は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じる。

２　苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査し、苦情申出者との話合いによる解決に努めるとともに、必要な改善を行う。

３　園長は、苦情内容及び苦情に対する対応・改善策等について、町長へ報告しなければならない。

（安全対策と事故防止）

第20条　本園は、安全かつ適切に質の高い教育及び保育を提供するために、事故防止・事故対応マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備する。

２　事故発生防止のための委員会の設置及び職員に対する研修を実施する。

３　本園は、アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努める。

４　本園は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講ずる。

５　事故については、必要に応じて保護者への周知を行うとともに、死亡事故、意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）及び治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故については、町長へ報告を行う。

（健康管理及び衛生管理）

第21条　本園は、園児に対する健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第13条及び同法第14条に規定する児童生徒等の健康診断に準じて実

施する。

２　本園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

（保護者に対する支援）

第 22 条　本園は、障がいや発達上の支援を必要とする園児とその保護者に対しては、関係機関との連携を図りながら十分な配慮のもと教育及び保育の提供を行うとともに、成長に対する正しい認識ができるよう支援を行う。

２　本園は、保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、保護者の状況に配慮するとともに、子どもの快適で健康な生活が維持できるよう、保護者との信頼関係の構築及び維持に努める。

（業務の質の評価）

第 23 条　本園は、町運営基準条例第 16 条に規定する教育及び保育の質の評価を行い、常にその改善を図り、教育及び保育の質の向上を目指す。

２　保育教諭等の自己評価及び認定こども園の自己評価については、年 1 回は行い、認定こども園の自己評価については、その結果を公表する。

３　町運営基準条例第 16 条第 2 項に規定する関係者による評価については、1 年に 1 回実施し、その結果を公表する。

（秘密の保持）

第 24 条　本園の職員は、子どもの利益に反しない限りにおいて、業務上知り得た園児、子育て支援事業を利用した子ども及び連携施設を利用する子ども並びにその家族の秘密を保持しなければならない。

２　本園の職員は、職員でなくなった後においても同様に秘密を保持しなければならない。

（記録の整備）

第 25 条　本園は、教育及び保育の提供に関する以下に掲げる記録を作成・整備し、その完結の日からそれぞれの記録に応じて定める期間保存するものとする。

(1)　教育及び保育の実施に当たっての計画　5 年間

(2)　提供した教育及び保育に係る提供記録　5 年間

(3)　市町村への通知に係る記録　5 年間

(4)　保護者等からの苦情の内容等の記録　5 年間

(5)　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録　5 年間

(6)　幼保連携型認定こども園園児指導要録　当該児童が小学校を卒業するまでの間（学籍に関する記録については 20 年間）

（その他運営についての重要事項）

第 26 条　本園は、保育教諭等の資質向上を図るための研修の機会を設ける。

２　沖縄県社会福祉協議会保育協議会、沖縄県保育士会、国頭地区幼稚園会等、関係機関が主催する研修会へ積極的に参加する。
３　定例又は臨時の園内研修を行い、保育の質の向上及び情報の共有を図る。

附　則
この園則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
附　則
この園則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
附　則
この園則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 8 条関係）
職員の職種、員数及び職務内容

職種	員　数			職務内容
		うち、常勤	うち、非常勤	
園長	1	1	0	所属職員及び業務を一元的に管理し、職員に対し法令等を遵守させ、必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。
主幹保育教諭	2	2	0	園長を補助し園務を整理し、地域の保護者に対する子育て支援を行うとともに、教育及び保育の内容について他の保育教諭の総括を行う。
保育教諭	24	18	6	園児の教育及び保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
支援員	3	3	0	保育室の清掃、給食配膳、園外活動時の見守り等、保育教諭の業務を補助する業務を行う。
調理員	5	5	0	栄養士が作成した献立に基づき、給食及びおやつの調理を行う。また、調理室の衛生管理に努める。
栄養士	1	1	0	園児の発達に応じ、０歳児の離乳食、満１歳以上児の幼児食に係る献

				立を作成する。また、アレルギー対応及び栄養に関する食育を園児や保護者に向けて行う。
看護師	2	2	0	園児の健康管理、保健指導等を行う。
嘱託医	1	0	1	園児の心身の健康に関する健康相談、保健指導、定期健康診断、疾病の予防処置、感染症の予防に関する指導・助言及び保健管理に関する指導を行う。
嘱託歯科医	1	0	1	園児の歯の健康に関する健康相談、保健指導、定期歯科健康診断、虫歯その他の歯の疾病の予防処置を行う。
嘱託薬剤師	1	0	1	本園の環境衛生の維持・改善及び医薬品等の管理に関する指導・助言を行う。
備考 1　この表において「常勤」とは、1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上勤務するものをいう。 2　職員の員数は、園児数その他の状況により増減することがある。				

別表 2（第 12 条関係）

教育及び保育において提供される便宜に要する費用（実費徴収）

項目	対象園児	金額
給食費（主食費）	満 3 歳児～5 歳児（1 号認定）	月額 1,700 円
	3 歳児～5 歳児（2 号認定）	月額 2,000 円
給食費（副食費）	満 3 歳児～5 歳児（1 号認定）	月額 3,800 円
	3 歳児～5 歳児（2 号認定）	月額 4,500 円
	町運営基準条例第 13 条第 4 項第 3 号に該当する場合	0 円
カラー帽	0 歳児～5 歳児	1,000 円以内
氏名ゴム印	0 歳児～5 歳児	400 円以内
誕生日カード	0 歳児～5 歳児	400 円以内
お知らせ袋（大）	0 歳児～5 歳児	300 円以内
お便り帳	3 歳児～5 歳児	900 円以内

お道具箱	3～5 歳児	600 円以内
のり	3～5 歳児	160 円以内
粘土（ケース、ヘラを含む）	3～5 歳児	1,100 円以内
自由画帳	3～5 歳児	500 円以内
はさみ	3～5 歳児	500 円以内
作品バッグ	3～5 歳児	120 円以内
クレヨン	3～5 歳児	880 円以内
絵の具	4～5 歳児	1,000 円以内
パレット	4～5 歳児	330 円以内
短なわ	3～5 歳児	610 円以内
知育教材	0～2 歳児	1,000 円以内
	3～5 歳児	2,000 円以内
教材（ワーク）	3～5 歳児	1,000 円以内
集合写真代	0～4 歳児	700 円以内
アルバム代	5 歳児（希望者のみ）	9,000 円以内
月刊絵本	0～5 歳児（希望者のみ）	500 円以内
園外保育に係る費用（有料施設の入場料等）	3～5 歳児	1,000 円以内
備考 　繰り返し使用することができる文房具等の購入に係る費用については、新たに購入する場合に限り徴収するものとする。		

別表 3（第 12 条関係）

子育て支援事業等の利用に係る徴収額

項目	徴収額
子育て相談事業	0 円
園庭開放	0 円
一時預かり保育	1 日保育（4 時間超）　1,500 円 半日保育（4 時間以内）　1,000 円 ※金武町一時預かり事業実施要綱第 10 条による減免あり。 給食材料費（給食を受ける場合）　300 円
病後児保育	1 日保育（4 時間超）　2,000 円 半日保育（4 時間以内）　1,000 円

	※金武町内に居住する児童は上記全額免除 給食材料費（給食を受ける場合）　300 円
1 号認定園児の預かり保育	設置条例施行規則別表第 3 に規定する階層区分に応じ、 1 日保育（5 時間 30 分超）　0～1,500 円 半日保育（5 時間 30 分以内）　0～1,000 円
延長保育	1 時間当たり 100 円
居残り保育	超過時間 30 分以内　沖縄県最低賃金の半額（10 円未満切捨て） 超過時間 30 分超　沖縄県最低賃金の額（10 円未満切捨て）

別表 4（第 14 条関係）

園児の保護者があらかじめ準備すべき物品

項目	対象園児
通園かばん	0 歳児～5 歳児
お昼寝セット	0 歳児～5 歳児
上履き	3 歳児～5 歳児
個人用雑巾	3 歳児～5 歳児